

車両系林業機械に係る規制等について

1. 車両系林業機械に係る規制

(1) 特別教育について

【労働安全衛生規則（昭和 47 年 9 月 30 日労働省令第 32 号）（抄）】

（特別教育を必要とする業務）

第三十六条 法第五十九条第三項の厚生労働省令で定める危険又は有害な業務は、次のとおりとする。

（略）

六の二 伐木等機械（伐木、造材又は原木若しくは薪炭材の集積を行うための機械であつて、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものをいう。以下同じ。）の運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務

六の三 走行集材機械（車両の走行により集材を行うための機械であつて、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものをいう。以下同じ。）の運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務

（略）

七の二 簡易架線集材装置（集材機、架線、搬器、支柱及びこれらに附属する物により構成され、動力を用いて、原木等を巻き上げ、かつ、原木等の一部が地面に接した状態で運搬する設備をいう。以下同じ。）の運転又は架線集材機械（動力を用いて原木等を巻き上げるにより当該原木等を運搬するための機械であつて、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものをいう。以下同じ。）の運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務

【安全衛生特別教育規程（昭和47年9月30日労働省告示第92号）（抄）】
（伐木等機械の運転の業務に係る特別教育）

第八条の二 安衛則第三十六条第六号の二に掲げる業務に係る特別教育は、学科教育及び実技教育により行うものとする。

2 前項の学科教育は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行うものとする。

科目	範囲	時間
伐木等機械に関する知識	伐木等機械の種類及び用途	1時間
伐木等機械の走行及び作業に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	伐木等機械の原動機、動力伝達装置、走行装置、操縦装置、制動装置、作業装置、油圧装置、電気装置及び附属装置の構造及び取扱いの方法	1時間
伐木等機械の作業に関する知識	伐木等機械による一般的作業方法	2時間
伐木等機械の運転に必要な一般的事項に関する知識	伐木等機械の運転に必要な力学 電気に関する基礎知識	1時間
関係法令	法、令及び安衛則中の関係条項	1時間

3 第一項の実技教育は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行うものとする。

科目	範囲	時間
伐木等機械の走行の操作	基本操作 定められたコースによる基本走行及び応用走行	2時間
伐木等機械の作業のための装置の操作	基本操作 定められた方法による伐木、造材及び原木の集積	4時間

(走行集材機械の運転の業務に係る特別教育)

第八条の三 安衛則第三十六条第六号の三に掲げる業務に係る特別教育は、学科教育及び実技教育により行うものとする。

2 前項の学科教育は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行うものとする。

科目	範囲	時間
走行集材機械に関する知識	走行集材機械の種類及び用途	1時間
走行集材機械の走行及び作業に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	走行集材機械の原動機、動力伝達装置、走行装置、操縦装置、制動装置、作業装置、油圧装置、電気装置及び附属装置の構造及び取扱いの方法	1時間
走行集材機械の作業に関する知識	走行集材機械による一般的作業方法	2時間
走行集材機械の運転に必要な一般的事項に関する知識	走行集材機械の運転に必要な力学 電気に関する基礎知識 ワイヤロープの種類及び取扱いの方法	1時間
関係法令	法、令及び安衛則中の関係条項	1時間

3 第一項の実技教育は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行うものとする。

科目	範囲	時間
走行集材機械の走行の操作	基本操作 定められたコースによる基本走行及び応用走行	3時間
走行集材機械の作業のための装置の操作	基本操作 定められた方法による原木の運搬	3時間

(簡易架線集材装置等の運転の業務に係る特別教育)

第九条の二 安衛則第三十六条第七号の二に掲げる業務に係る特別教育は、学科教育及び実技教育により行うものとする。

2 前項の学科教育は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行うものとする。

科目	範囲	時間
簡易架線集材装置の集材機及び架線集材機械に関する知識	簡易架線集材装置の集材機の種類及び用途 架線集材機械の種類及び用途	1時間
架線集材機械の走行及び作業に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	架線集材機械の原動機、動力伝達装置、走行装置、操縦装置、制動装置、作業装置、油圧装置、電気装置及び附属装置の構造及び取扱いの方法	1時間
簡易架線集材装置及び架線集材機械の作業に関する知識	簡易架線集材装置及び架線集材機械による集材の方法 簡易架線集材装置の索張りの方法	2時間
簡易架線集材装置及び架線集材機械の運転に必要な一般的な事項に関する知識	簡易架線集材装置及び架線集材機械の運転に必要な力学 電気に関する基礎知識 ワイヤロープの種類 ワイヤロープの止め方及び継ぎ方の種類	1時間
関係法令	法、令及び安衛則中の関係条項	1時間

3 第一項の実技教育は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行うものとする。

科目	範囲	時間
架線集材機械の走行の操作	基本操作 定められたコースによる基本走行及び応用走行	1時間
簡易架線集材装置の集材機の運転及び架線集材機械の作業のための装置の操作	基本操作 定められた方法による原木の運搬	3時間
ワイヤロープの取扱い	ワイヤロープの止め方、継ぎ方及び点検方法	4時間

【科目の免除規定（平成 26 年 1 月 15 日付け基発 0115 第 5 号）】

（伐木等機械について）

- ・ 走行集材機械の運転の業務に係る特別教育の修了者については、「伐木等機械の走行及び作業に関する装置の構造及び取扱の方法に関する知識」、「伐木等機械の運転に必要な一般的事項に関する知識」及び「伐木等機械の走行の操作」の科目を省略することができること。
 - ・ 簡易架線集材装置等の運転の業務に係る特別教育の修了者については、「伐木等機械の走行及び作業に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識」及び「伐木等機械の運転に必要な一般的事項に関する知識」の科目を省略することができること。
 - ・ 車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習、車両系建設機械（基礎工事用）運転技能講習、車両系建設機械（解体用）運転技能講習、不整地運搬車運転技能講習、小型車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）の運転に係る特別教育、小型車両系建設機械（基礎工事用）の運転の業務に係る特別教育、小型車両系建設機械（解体用）の運転の業務に係る特別教育又は不整地運搬車の運転の業務に係る特別教育の修了者については、「伐木等機械の走行の操作」の科目を省略することができること。
 - ・ 適用日時点において、伐木等機械の運転の業務に 6 月以上従事した経験を有する者については、実技教育の全部の科目を省略することができること。
- ※ 免除規定については、走行集材装置及び簡易架線集材装置も伐木等機械とほぼ同じ構成。

（2）個別の安全対策について

【労働安全衛生規則（昭和 47 年 9 月 30 日労働省令第 32 号）（抄）】

第 1 章の 3 木材伐出機械等

第 1 節 車両系木材伐出機械

第 1 款 総則

（定義）

第百五十一条の八十四 この省令において車両系木材伐出機械とは、伐木等機械、走行集材機械及び架線集材機械（機械集材装置又は簡易架線集材装置の集材機として用いている場合を除く。以下この節において同じ。）をいう。

（前照灯の設置）

第百五十一条の八十五 事業者は、車両系木材伐出機械については、前照灯を備えたものでなければ使用してはならない。ただし、作業を安全に行うため必要な照度が保持されている場所においては、この限りでない。

(ヘッドガード)

第百五十一条の八十六 事業者は、車両系木材伐出機械については、堅固なヘッドガードを備えたものでなければ使用してはならない。ただし、原木等の落下により運転者に危険を及ぼすおそれのないときは、この限りでない。

(防護柵等)

第百五十一条の八十七 事業者は、車両系木材伐出機械については、原木等の飛来等により運転者に危険を及ぼすおそれのあるときは、運転者席の防護柵等当該危険を防止するための設備を備えたものでなければ使用してはならない。

(調査及び記録)

第百五十一条の八十八 事業者は、車両系木材伐出機械を用いて作業を行うときは、当該車両系木材伐出機械の転落、地山の崩壊等による労働者の危険を防止するため、あらかじめ、当該作業に係る場所について地形、地盤の状態等並びに伐倒する立木及び取り扱う原木等の形状等を調査し、その結果を記録しておかなければならない。

(作業計画)

第百五十一条の八十九 事業者は、車両系木材伐出機械を用いて作業を行うときは、あらかじめ、前条の規定による調査により知り得たところに適応する作業計画を定め、かつ、当該作業計画により作業を行わなければならない。

2 前項の作業計画は、次の事項が示されているものでなければならない。

- 一 使用する車両系木材伐出機械の種類及び能力
- 二 車両系木材伐出機械の運行経路
- 三 車両系木材伐出機械による作業の方法及び場所
- 四 労働災害が発生した場合の応急の措置及び傷病者の搬送の方法

3 事業者は、第一項の作業計画を定めたときは、前項第二号から第四号までの事項について関係労働者に周知させなければならない。

(作業指揮者)

第百五十一条の九十 事業者は、車両系木材伐出機械（伐木等機械を除く。）を用いて作業を行うときは、当該作業の指揮者を定め、その者に前条第一項の作業計画に基づき作業の指揮を行わせなければならない。

(制限速度)

第百五十一条の九十一 事業者は、車両系木材伐出機械（最高速度が毎時十キロメートル以下のものを除く。）を用いて作業を行うときは、あらかじめ、当該作業に係る場所の地形、地盤の状態等に応じた車両系木材伐出機械の適正な制限速度を定め、それにより作業を行わなければならない。

2 前項の車両系木材伐出機械の運転者は、同項の制限速度を超えて車両系木材伐出機械を運転してはならない。

(転落等の防止等)

第百五十一条の九十二 事業者は、車両系木材伐出機械を用いて作業を行うときは、車両系木材伐出機械の転倒又は転落による労働者の危険を防止するため、当該車両系木材伐出機械の運行経路について必要な幅員を保持すること、路肩の崩壊を防止すること、岩石、根株等の障害物を除去すること等必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、路肩、傾斜地等で車両系木材伐出機械を用いて作業を行う場合において、当該車両系木材伐出機械の転倒又は転落により労働者に危険が生ずるおそれのあるときは、誘導者を配置し、その者に当該車両系木材伐出機械を誘導させなければならない。

3 前項の車両系木材伐出機械の運転者は、同項の誘導者が行う誘導に従わなければならない。

第百五十一条の九十三 事業者は、路肩、傾斜地等であつて、車両系木材伐出機械の転倒又は転落により運転者に危険が生ずるおそれのある場所においては、転倒時保護構造を有し、かつ、シートベルトを備えたもの以外の車両系木材伐出機械を使用しないよう努めるとともに、運転者にシートベルトを使用させるように努めなければならない。

(合図)

第百五十一条の九十四 事業者は、車両系木材伐出機械について誘導者を置くときは、一定の合図を定め、誘導者に当該合図を行わせなければならない。

2 前項の車両系木材伐出機械の運転者は、同項の合図に従わなければならない。

(接触の防止)

第百五十一条の九十五 事業者は、車両系木材伐出機械を用いて作業を行うときは、運転中の車両系木材伐出機械又は取り扱う原木等に接触することにより労働者に危険が生ずるおそれのある箇所に労働者を立ち入らせてはならない。

(立入禁止)

第百五十一条の九十六 事業者は、車両系木材伐出機械を用いて作業を行うときは、物体の飛来等により労働者に危険が生ずるおそれのある箇所（当該作業を行つている場所の下方で、原木等が転落し、又は滑ることによる危険を生ずるおそれのある箇所を含む。）に労働者を立ち入らせてはならない。

第百五十一条の九十七 事業者は、車両系木材伐出機械（構造上、ブーム、アーム等が不意に降下することを防止する装置が組み込まれているものを除く。）については、そのブーム、アーム等又はこれらにより支持されている原木等の

下に労働者を立ち入らせてはならない。ただし、修理、点検等の作業を行う場合において、ブーム、アーム等が不意に降下することによる労働者の危険を防止するため、当該作業に従事する労働者に安全支柱、安全ブロック等を使用させるときは、この限りでない。

- 2 前項ただし書の作業を行う労働者は、同項ただし書の安全支柱、安全ブロック等を使用しなければならない。

(走行のための運転位置から離れる場合の措置)

第百五十一条の九十八 事業者は、車両系木材伐出機械の運転者が走行のための運転位置から離れるときは、当該運転者に次の措置を講じさせなければならない。ただし、走行のための運転位置と作業装置の運転のための運転位置が異なる場合であつて、労働者が作業装置の運転のための運転位置において作業装置を運転し、又は運転しようとしている場合は、この限りでない。

- 一 木材グラツプル等の作業装置を最低降下位置（荷台を備える車両系木材伐出機械の木材グラツプルにあつては荷台上の最低降下位置）に置くこと。
- 二 原動機を止め、かつ、停止の状態を保持するためのブレーキを確実にかける等の車両系木材伐出機械の逸走を防止する措置を講ずること。

- 2 前項の運転者は、車両系木材伐出機械の走行のための運転位置から離れるときは、同項各号に掲げる措置を講じなければならない。
- 3 事業者は、第一項ただし書の場合であつて、車両系木材伐出機械の運転者が走行のための運転位置から離れるときは、当該車両系木材伐出機械の停止の状態を保持するためのブレーキを確実にかける等の車両系木材伐出機械の逸走を防止する措置を講じさせなければならない。
- 4 前項の運転者は、車両系木材伐出機械の走行のための運転位置から離れるときは、同項の措置を講じなければならない。

(作業装置の運転のための運転位置からの離脱の禁止)

第百五十一条の九十九 事業者は、前条第一項ただし書の場合であつて、車両系木材伐出機械の作業装置が運転されている間は、当該作業装置の運転者を当該作業装置の運転のための運転位置から離れさせてはならない。

- 2 前項の運転者は、車両系木材伐出機械の作業装置が運転されている間は、当該作業装置の運転のための運転位置を離れてはならない。

(車両系木材伐出機械の移送)

第百五十一条の百 事業者は、車両系木材伐出機械を移送するため自走又はけん引により貨物自動車に積卸しを行う場合において、道板、盛土等を使用するときは、当該車両系木材伐出機械の転倒、転落等による危険を防止するため、次に定めるところによらなければならない。

- 一 積卸しは、平たんで堅固な場所において行うこと。

二 道板を使用するときは、十分な長さ、幅及び強度を有する道板を用い、適当な勾配で確実に取り付けること。

三 盛土、仮設台等を使用するときは、十分な幅及び強度並びに適当な勾配を確保すること。

(搭乗の制限)

第百五十一条の百一 事業者は、車両系木材伐出機械を用いて作業を行うときは、乗車席又は荷台以外の箇所に労働者を乗せてはならない。ただし、墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じたときは、この限りでない。

(使用の制限)

第百五十一条の百二 事業者は、車両系木材伐出機械を用いて作業を行うときは、当該車両系木材伐出機械の転倒若しくは逸走又はブーム、アーム等の作業装置の破壊による労働者の危険を防止するため、当該車両系木材伐出機械についてその構造上定められた安定度、最大積載荷重、最大使用荷重等を守らなければならない。

(主たる用途以外の使用の制限)

第百五十一条の百三 事業者は、車両系木材伐出機械を、木材グラツプルによるワイヤロープを介した原木等のつり上げ等当該車両系木材伐出機械の主たる用途以外の用途に使用してはならない。

2 前項の規定は、ウインチ及びガイドブロックを用いて運転者以外の方向にかかり木を引き倒すことによりかかり木を処理する場合等、労働者に危険を及ぼすおそれのない場合には、適用しない。

(修理等)

第百五十一条の百四 事業者は、車両系木材伐出機械の修理又はアタッチメントの装着若しくは取り外しの作業を行うときは、当該作業を指揮する者を選定し、その者に次の事項を行わせなければならない。

一 作業手順を決定し、作業を直接指揮すること。

二 第百五十一条の九十七第一項ただし書に規定する安全支柱、安全ブロック等の使用状況を監視すること。

(作業装置の運転のための運転位置への搭乗の制限)

第百五十一条の百五 事業者は、走行のための運転位置と作業装置の運転のための運転位置が異なる車両系木材伐出機械を走行させるときは、当該車両系木材伐出機械の作業装置の運転のための運転位置に労働者を乗せてはならない。

2 労働者は、前項の場合において同項の車両系木材伐出機械の作業装置の運転のための運転位置に乗ってはならない。

(悪天候時の作業禁止)

第百五十一条の百六 事業者は、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、車両系木材伐出機械を用いる作業の実施について危険が予想される時は、当該作業に労働者を従事させてはならない。

(保護帽の着用)

第百五十一条の百七 事業者は、車両系木材伐出機械を用いて作業を行うときは、物体の飛来又は落下による労働者の危険を防止するため、当該作業に従事する労働者に保護帽を着用させなければならない。

2 前項の作業に従事する労働者は、同項の保護帽を着用しなければならない。

(検査)

第百五十一条の百八 事業者は、車両系木材伐出機械については、一年を超えない期間ごとに一回、定期的に、次の事項について検査を行うよう努めなければならない。ただし、一年を超える期間使用しない車両系木材伐出機械の当該使用しない期間においては、この限りでない。

- 一 原動機の異常の有無
- 二 動力伝達装置及び走行装置の異常の有無
- 三 制動装置及び操縦装置の異常の有無
- 四 作業装置及び油圧装置の異常の有無
- 五 車体、ヘッドガード、飛来物防護設備、アウトリガー、電気系統、灯火装置及び計器の異常の有無

2 事業者は、前項ただし書の車両系木材伐出機械については、その使用を再び開始する際に、同項各号に掲げる事項について検査を行うよう努めなければならない。

第百五十一条の百九 事業者は、車両系木材伐出機械については、一月を超えない期間ごとに一回、定期的に、次の事項について検査を行うよう努めなければならない。ただし、一月を超える期間使用しない車両系木材伐出機械の当該使用しない期間においては、この限りでない。

- 一 制動装置、クラッチ及び操縦装置の異常の有無
- 二 作業装置及び油圧装置の異常の有無
- 三 ヘッドガード及び飛来物防護設備の異常の有無

2 事業者は、前項ただし書の車両系木材伐出機械については、その使用を再び開始する際に、同項各号に掲げる事項について検査を行うよう努めなければならない。

(点検)

第百五十一条の百十 事業者は、車両系木材伐出機械を用いて作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、次の事項について点検を行わなければならない。

- 一 制動装置及び操縦装置の機能
- 二 作業装置及び油圧装置の機能
- 三 ワイヤロープ及び履帯又は車輪の異常の有無
- 四 前照灯の機能

(補修等)

第百五十一条の百十一 事業者は、第百五十一条の百八若しくは第百五十一条の百九の検査又は前条の点検を行つた場合において、異常を認めるときは、直ちに補修その他必要な措置を講じなければならない。

第2款 伐木等機械

(伐木作業における危険の防止)

第百五十一条の百十二 事業者は、伐木等機械を用いて伐木の作業を行うときは、立木を伐倒しようとする運転者に、それぞれの立木について、かん木、枝条、つる、浮石等で、伐倒の際その他作業中に危険を生ずるおそれのあるものを取り除かせなければならない。

- 2 前項の運転者は、それぞれの立木について、かん木、枝条、つる、浮石等で、伐倒の際その他作業中に危険を生ずるおそれのあるものを取り除かなければならない。

(造材作業における危険の防止)

第百五十一条の百十三 事業者は、伐木等機械を用いて造材の作業を行うときは、造材を行う原木等が転落し、又は滑ることによる危険を防止するため、当該作業を行おうとする運転者に、平たんな地面で当該作業を行う等の措置を講じさせなければならない。

- 2 前項の運転者は、同項の措置を講じなければならない。

第3款 走行集材装置

(ワイヤロープの安全係数)

第百五十一条の百十四 事業者は、走行集材機械のウインチ又はスリングに用いるワイヤロープの安全係数については、四以上としなければならない。

- 2 前項の安全係数は、ワイヤロープの切断荷重の値を、当該ワイヤロープにかかる荷重の最大の値で除した値とする。

(不適格なワイヤロープの使用禁止)

第百五十一条の百十五 事業者は、走行集材機械のウインチ若しくはスリングに用いるワイヤロープ又は積荷の固定に用いるワイヤロープについては、次のいずれかに該当するものを使用してはならない。

- 一 ワイヤロープより間において素線（フィラ線を除く。以下本号において

- 同じ。) 数の十パーセント以上の素線が切断したもの
- 二 摩耗による直径の減少が公称径の七パーセントを超えるもの
 - 三 キンクしたもの
 - 四 著しい形崩れ又は腐食のあるもの

(スリング等の点検)

第百五十一条の百十六 事業者は、走行集材機械を用いて作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、当該作業に用いるスリング及び積荷の固定に用いるワイヤロープの状態について点検し、異常を認めるときは、直ちに、補修し、又は取り替えなければならない。

(合図)

第百五十一条の百十七 事業者は、走行集材機械のウインチの運転について、一定の合図及び合図を行う者を定め、運転に当たっては、当該合図を使用させなければならない。

- 2 前項の走行集材機械のウインチの運転者は、同項の合図に従わなければならない。

(原木等の積載)

第百五十一条の百十八 事業者は、走行集材機械に原木等を積載するときは、次に定めるところによらなければならない。

- 一 偏荷重が生じないように積載すること。
- 二 荷崩れ又は原木等の落下による労働者の危険を防止するため、積荷をワイヤロープで固定する等必要な措置を講ずること。

(荷台への乗車制限)

第百五十一条の百十九 事業者は、荷台を有する走行集材機械を走行させるときは、当該走行集材機械の荷台に労働者を乗車させてはならない。

- 2 労働者は、前項の場合において同項の荷台に乗車してはならない。

第4款 架線集材機械

(ワイヤロープの安全係数)

第百五十一条の百二十 事業者は、架線集材機械のウインチ又はスリングに用いるワイヤロープの安全係数については、四以上としなければならない。

- 2 前項の安全係数は、ワイヤロープの切断荷重の値を、当該ワイヤロープにかかる荷重の最大の値で除した値とする。

(不適格なワイヤロープの使用禁止)

第百五十一条の百二十一 事業者は、架線集材機械のウインチ又はスリングに用いるワイヤロープについては、次のいずれかに該当するものを使用してはならない。

- 一 ワイヤロープよりの間において素線（フィラ線を除く。以下本号において同じ。）数の十パーセント以上の素線が切断したもの
- 二 摩耗による直径の減少が公称径の七パーセントを超えるもの
- 三 キンクしたもの
- 四 著しい形崩れ又は腐食のあるもの

（スリングの点検）

第百五十一条の百二十二 事業者は、架線集材機械を用いて作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、当該作業に用いるスリングの状態について点検し、異常を認めたときは、直ちに、補修し、又は取り替えなければならない。

（合図）

第百五十一条の百二十三 事業者は、架線集材機械のウインチの運転について、一定の合図及び合図を行う者を定め、運転に当たっては、当該合図を使用させなければならない。

- 2 前項の架線集材機械のウインチの運転者は、同項の合図に従わなければならない。

2. 機械に対する一般的な規制について

【労働安全衛生規則（昭和47年9月30日労働省令第32号）（抄）】

第2編 安全基準

第1章 機械による危険の防止

第1節 一般基準

（原動機、回転軸等による危険の防止）

第百一条 事業者は、機械の原動機、回転軸、歯車、プーリー、ベルト等の労働者に危険を及ぼすおそれのある部分には、覆おおい、囲い、スリーブ、踏切橋等を設けなければならない。

- 2 事業者は、回転軸、歯車、プーリー、フライホイール等に附属する止め具については、埋頭型のものを使用し、又は覆おおいを設けなければならない。
- 3 事業者は、ベルトの継目には、突出した止め具を使用してはならない。
- 4 事業者は、第一項の踏切橋には、高さが九十センチメートル以上の手すりを設けなければならない。
- 5 労働者は、踏切橋の設備があるときは、踏切橋を使用しなければならない。

（ベルトの切断による危険の防止）

第百二条 事業者は、通路又は作業箇所の上にあるベルトで、プーリー間の距離が三メートル以上、幅が十五センチメートル以上及び速度が毎秒十メートル以上であるものには、その下方に囲いを設けなければならない。

（動力しや断装置）

第百三条 事業者は、機械ごとにスイッチ、クラッチ、ベルトシフター等の動力しや断装置を設けなければならない。ただし、連続した一団の機械で、共通の動力しや断装置を有し、かつ、工程の途中で人力による原材料の送給、取出し等の必要のないものは、この限りでない。

2 事業者は、前項の機械が切断、引抜き、圧縮、打抜き、曲げ又は絞りの加工をするものであるときは、同項の動力しや断装置を当該加工の作業に従事する者がその作業位置を離れることなく操作できる位置に設けなければならない。

3 事業者は、第一項の動力しや断装置については、容易に操作ができるもので、かつ、接触、振動等のため不意に機械が起動するおそれのないものとしなければならない。

(運転開始の合図)

第百四条 事業者は、機械の運転を開始する場合において、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、一定の合図を定め、合図をする者を指名して、関係労働者に対し合図を行なわせなければならない。

2 労働者は、前項の合図に従わなければならない。

(加工物等の飛来による危険の防止)

第百五条 事業者は、加工物等が切断し、又は欠損して飛来することにより労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、当該加工物等を飛散させる機械に覆おおい又は囲いを設けなければならない。ただし、覆おおい又は囲いを設けることが作業の性質上困難な場合において、労働者に保護具を使用させたときは、この限りでない。

2 労働者は、前項ただし書の場合において、保護具の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

(切削屑の飛来等による危険の防止)

第百六条 事業者は、切削屑が飛来すること等により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、当該切削屑を生ずる機械に覆おおい又は囲いを設けなければならない。ただし、覆おおい又は囲いを設けることが作業の性質上困難な場合において、労働者に保護具を使用させたときは、この限りでない。

2 労働者は、前項ただし書の場合において、保護具の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

(掃除等の場合の運転停止等)

第百七条 事業者は、機械（刃部を除く。）の掃除、給油、検査、修理又は調整の作業を行う場合において、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、機械の運転を停止しなければならない。ただし、機械の運転中に作業を行わなければならない場合において、危険な箇所に覆いを設ける等の措置を講じたとき

は、この限りでない。

- 2 事業者は、前項の規定により機械の運転を停止したときは、当該機械の起動装置に錠を掛け、当該機械の起動装置に表示板を取り付ける等同項の作業に従事する労働者以外の者が当該機械を運転することを防止するための措置を講じなければならない。

(刃部の掃除等の場合の運転停止等)

第百八条 事業者は、機械の刃部の掃除、検査、修理、取替え又は調整の作業を行うときは、機械の運転を停止しなければならない。ただし、機械の構造上労働者に危険を及ぼすおそれのないときは、この限りでない。

- 2 事業者は、前項の規定により機械の運転を停止したときは、当該機械の起動装置に錠をかけ、当該機械の起動装置に表示板を取り付ける等同項の作業に従事する労働者以外の者が当該機械を運転することを防止するための措置を講じなければならない。

- 3 事業者は、運転中の機械の刃部において切粉払いをし、又は切削剤を使用するときは、労働者にブラシその他の適当な用具を使用させなければならない。

- 4 労働者は、前項の用具の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

(ストローク端の覆い等)

第百八条の二 事業者は、研削盤又はプレーナーのテーブル、シエーパーのラム等のストローク端が労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、覆い、囲い又は柵を設ける等当該危険を防止する措置を講じなければならない。

(巻取りロール等の危険の防止)

第百九条 事業者は、紙、布、ワイヤロープ等の巻取りロール、コイル巻等で労働者に危険を及ぼすおそれのあるものには、覆おおい、囲い等を設けなければならない。

(作業帽等の着用)

第百十条 事業者は、動力により駆動される機械に作業中の労働者の頭髮又は被服が巻き込まれるおそれのあるときは、当該労働者に適当な作業帽又は作業服を着用させなければならない。

- 2 労働者は、前項の作業帽又は作業服の着用を命じられたときは、これらを着用しなければならない。

(手袋の使用禁止)

第百十一条 事業者は、ボール盤、面取り盤等の回転する刃物に作業中の労働者の手が巻き込まれるおそれのあるときは、当該労働者に手袋を使用させてはならない。

- 2 労働者は、前項の場合において、手袋の使用を禁止されたときは、これを使

用してはならない。

3. その他参考になり得る機械の規制について

(1) 不整地運搬車について

【労働安全衛生法（昭和47年6月8日法律第57号）（抄）】

（譲渡等の制限等）

第四十二条 特定機械等以外の機械等で、別表第二に掲げるものその他危険若しくは有害な作業を必要とするもの、危険な場所において使用するもの又は危険若しくは健康障害を防止するため使用するもののうち、政令で定めるものは、厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備しなければ、譲渡し、貸与し、又は設置してはならない。

【労働安全衛生法施行令（昭和47年8月19日政令第318号）（抄）】

（厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備すべき機械等）

第十三条 （略）

3 法第四十二条の政令で定める機械等は、次に掲げる機械等（本邦の地域内で使用されないことが明らかな場合を除く。）とする。

（略）

三十三 不整地運搬車

【労働安全衛生規則（昭和47年9月30日労働省令第32号）（抄）】

（前照灯及び尾灯）

第五十一条の四十三 事業者は、不整地運搬車（運行の用に供するものを除く。）については、前照灯及び尾灯を備えたものでなければ使用してはならない。ただし、作業を安全に行うため必要な照度が保持されている場所においては、この限りでない。

（使用の制限）

第五十一条の四十四 事業者は、不整地運搬車については、最大積載量その他の能力を超えて使用してはならない。

（昇降設備）

第五十一条の四十五 事業者は、最大積載量が五トン以上の不整地運搬車に荷を積む作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は最大積載量が五トン以上の不整地運搬車から荷を卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは、墜落による労働者の危険を防止するため、当該作業に従事する労働者が床面と荷台上の荷の上面との間を安全に昇降するための設備を設けなければならない。

2 前項の作業に従事する労働者は、床面と荷台上の荷の上面との間を昇降するときは、同項の昇降するための設備を使用しなければならない。

(不適格な繊維ロープの使用禁止)

第百五十一条の四十六 事業者は、次の各号のいずれかに該当する繊維ロープを不整地運搬車の荷掛けに使用してはならない。

- 一 スtrandが切断しているもの
- 二 著しい損傷又は腐食があるもの

(繊維ロープの点検)

第百五十一条の四十七 事業者は、繊維ロープを不整地運搬車の荷掛けに使用するときは、その日の使用を開始する前に、当該繊維ロープを点検し、異常を認めたとときは、直ちに切り替えなければならない。

(積卸し)

第百五十一条の四十八 事業者は、一の荷でその重量が百キログラム以上のものを不整地運搬車に積む作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は不整地運搬車から卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、その者に次の事項を行わせなければならない。

- 一 作業手順及び作業手順ごとの作業の方法を決定し、作業を直接指揮すること。
- 二 器具及び工具を点検し、不良品を取り除くこと。
- 三 当該作業を行う箇所には、関係労働者以外の労働者を立ち入らせないこと。
- 四 ロープ解きの作業及びシート外しの作業を行うときは、荷台上の荷の落下の危険がないことを確認した後に当該作業の着手を指示すること。
- 五 第百五十一条の四十五第一項の昇降するための設備及び保護帽の使用状況を監視すること。

(中抜き禁止)

第百五十一条の四十九 事業者は、不整地運搬車から荷を卸す作業を行うときは、当該作業に従事する労働者に中抜きをさせてはならない。

2 前項の作業に従事する労働者は、中抜きをしてはならない。

(荷台への乗車制限)

第百五十一条の五十 事業者は、荷台にあおりのない不整地運搬車を走行させるときは、当該荷台に労働者を乗車させてはならない。

2 労働者は、前項の場合において同項の荷台に乗車してはならない。

第百五十一条の五十一 事業者は、荷台にあおりのある不整地運搬車を走行させる場合において、当該荷台に労働者を乗車させるときは、次に定めるところによらなければならない。

- 一 荷の移動による労働者の危険を防止するため、移動により労働者に危険を及ぼすおそれのある荷について、歯止め、滑止め等の措置を講ずること。
 - 二 荷台に乗車させる労働者に次の事項を行わせること。
 - イ あおりを確実に閉じること。
 - ロ あおりその他不整地運搬車の動揺により労働者が墜落するおそれのある箇所に乗らないこと。
 - ハ 労働者の身体の最高部が運転者席の屋根の高さ（荷台上の荷の最高部が運転者席の屋根の高さを超えるときは、当該荷の最高部）を超えて乗らないこと。
- 2 前項第二号の労働者は、同号に掲げる事項を行わなければならない。

（保護帽の着用）

- 第百五十一条の五十二 事業者は、最大積載量が五トン以上の不整地運搬車に荷を積む作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は最大積載量が五トン以上の不整地運搬車から荷を卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは、墜落による労働者の危険を防止するため、当該作業に従事する労働者に保護帽を着用させなければならない。
- 2 前項の作業に従事する労働者は、同項の保護帽を着用しなければならない。

（定期自主検査）

第百五十一条の五十三 事業者は、不整地運搬車については、二年を超えない期間ごとに一回、定期的に、次の事項について自主検査を行わなければならない。ただし、二年を超える期間使用しない不整地運搬車の当該使用しない期間においては、この限りでない。

- 一 圧縮圧力、弁すき間その他原動機の異常の有無
- 二 クラッチ、トランスミッション、ファイナルドライブその他動力伝達装置の異常の有無
- 三 起動輪、遊動輪、上下転輪、履帯、タイヤ、ホイールベアリングその他走行装置の異常の有無
- 四 ロッド、アームその他操縦装置の異常の有無
- 五 制動能力、ブレーキドラム、ブレーキシューその他制動装置の異常の有無
- 六 荷台、テールゲートその他荷役装置の異常の有無
- 七 油圧ポンプ、油圧モーター、シリンダー、安全弁その他油圧装置の異常の有無
- 八 電圧、電流その他電気系統の異常の有無
- 九 車体、警報装置、方向指示器、灯火装置及び計器の異常の有無

- 2 事業者は、前項ただし書の不整地運搬車については、その使用を再び開始する際に、同項各号に掲げる事項について自主検査を行わなければならない。

第百五十一条の五十四 事業者は、不整地運搬車については、一月を超えない期

間ごとに一回、定期的に、次の事項について自主検査を行わなければならない。
ただし、一月を超える期間使用しない不整地運搬車の当該使用しない期間においては、この限りでない。

- 一 制動装置、クラッチ及び操縦装置の異常の有無
- 二 荷役装置及び油圧装置の異常の有無
- 2 事業者は、前項ただし書の不整地運搬車については、その使用を再び開始する際に、同項各号に掲げる事項について自主検査を行わなければならない。

(定期自主検査の記録)

第百五十一条の五十五 事業者は、前二条の自主検査を行つたときは、次の事項を記録し、これを三年間保存しなければならない。

- 一 検査年月日
- 二 検査方法
- 三 検査箇所
- 四 検査の結果
- 五 検査を実施した者の氏名
- 六 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

(特定自主検査)

第百五十一条の五十六 不整地運搬車に係る特定自主検査は、第百五十一条の五十三に規定する自主検査とする。

- 2 第百五十一条の二十四第二項の規定は、不整地運搬車に係る法第四十五条第二項の厚生労働省令で定める資格を有する労働者について準用する。この場合において、第百五十一条の二十四第二項第一号中「フオークリフト」とあるのは、「不整地運搬車」と読み替えるものとする。
- 3 事業者は、運行の用に供する不整地運搬車（道路運送車両法第四十八条第一項の適用を受けるものに限る。）について、同項の規定に基づいて点検を行つた場合には、当該点検を行つた部分については第百五十一条の五十三の自主検査を行うことを要しない。
- 4 不整地運搬車に係る特定自主検査を検査業者に実施させた場合における前条の規定の適用については、同条第五号中「検査を実施した者の氏名」とあるのは、「検査業者の名称」とする。
- 5 事業者は、不整地運搬車に係る自主検査を行つたときは、当該不整地運搬車の見やすい箇所に、特定自主検査を行つた年月を明らかにすることができる検査標章をはり付けなければならない。

(点検)

第百五十一条の五十七 事業者は、不整地運搬車を用いて作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、次の事項について点検を行わなければならない。

- 一 制動装置及び操縦装置の機能
 - 二 荷役装置及び油圧装置の機能
 - 三 履帯又は車輪の異常の有無
 - 四 前照灯、尾灯、方向指示器及び警報装置の機能
- (補修等)

第一百五十一条の五十八 事業者は、第一百五十一条の五十三若しくは第一百五十一条の五十四の自主検査又は前条の点検を行つた場合において、異常を認めるときは、直ちに補修その他必要な措置を講じなければならない。

【安全衛生特別教育規程（昭和47年9月30日労働省告示第92号）（抄）】
 (不整地運搬車の運転の業務に係る特別教育)

第七条の三 安衛則第三十六条第五号の三に掲げる業務に係る特別教育は、学科教育及び実技教育により行うものとする。

2 前項の学科教育は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行うものとする。

科目	範囲	時間
不整地運搬車の走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	不整地運搬車(安衛則第三十六条第五号の三の機械をいう。以下同じ。)の原動機、動力伝達装置、走行装置、操縦装置、制動装置、電気装置、警報装置及び走行に関する附属装置の構造及び取扱いの方法	2時間
不整地運搬車の荷の運搬に関する知識	不整地運搬車の荷役装置及び油圧装置の構造及び取扱いの方法並びに荷の積卸し及び運搬の方法	2時間
不整地運搬車の運転に必要な力学に関する知識	力(合成、分解、つり合い及びモーメント) 重量 重心及び物の安定 速度及び加速度 荷重	1時間
関係法令	法、令及び安衛則中の関係条項	1時間

- 3 第一項の実技教育は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行うものとする。

科目	範囲	時間
不整地運搬車の走行の操作	基本操作 定められたコースによる基本走行及び応用走行	4 時間
不整地運搬車の荷の運搬	基本操作 定められた方法による荷の運搬	2 時間

**【不整地運搬車運転技能講習規程
(平成 2 年 9 月 26 日労働省告示第 66 号)】**

(講師)

第一条 不整地運搬車運転技能講習(以下「技能講習」という。)の講師は、労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)別表第二十第二十号の表の講習科目の欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ同表の条件の欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者とする。

(講習科目の範囲及び時間)

第二条 技能講習のうち学科講習は、次の表の上欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる講習時間により、教本等必要な教材を用いて行うものとする。

科目	範囲	時間
走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	不整地運搬車(労働安全衛生法施行令(昭和四十七年政令第三百十八号。以下「令」という。)第二十条第十四号の不整地運搬車をいう。以下同じ。)の原動機、動力伝達装置、走行装置、操縦装置、制動装置、電気装置、警報装置及び走行に関する附属装置の構造及び取扱いの方法	4 時間
荷の運搬に関する知識	不整地運搬車の荷役装置及び油圧装置の構造及び取扱いの方法並びに荷の積卸し及び運搬の方法	4 時間
運転に必要な力学に関する知識	力(合成、分解、つり合い及びモーメント) 重量 重心及び物の安定 速度及び加速度 荷重	1 時間
関係法令	労働安全衛生法、令及び労働安全衛生規則(以下「安衛則」という。)中の関係条項	1 時間

- 2 技能講習のうち実技講習は、次の表の上欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる講習時間により行うものとする。

科目	範囲	時間
走行の操作	基本操作 定められたコースによる基本走行及び応用走行	20 時間
荷の運搬	基本操作 定められた方法による荷の運搬	4 時間

- 3 第一項の学科講習は、おおむね百人以内の受講者を、前項の実技講習は、十人以内の受講者を、それぞれ一単位として行うものとする。

(講習科目の受講の一部免除)

第三条 次の表の上欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる講習科目について当該科目の受講の免除を受けることができる。

受講の免除を受けることができる者	講習科目
一 建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第三十四条に規定する建設機械施工管理技術検定のうち、一級の技術検定に合格した者で第二次検定においてトラクター系建設機械操作施工法を選択しなかったもの又は二級の技術検定で施工技術検定規則（昭和三十五年建設省令第十七号）第一条第一項第二号から第六号までに定められた検定種別に該当するものに合格した者	走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識 走行の操作
二 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第八十四条第三項の大型特殊自動車免許又は同条第四項の大型特殊自動車第二種免許を有する者	
三 次のいずれかに掲げる者であつて、令第二十条第十二号若しくは安衛則第三十六条第九号の業務の	

<p>うち令別表第七第一号、第二号若しくは第六号に掲げる建設機械の運転の業務又は令第二十条第十四号若しくは安衛則第三十六条第五号の三の業務に、三月以上従事した経験を有する者</p> <p>イ 道路交通法第八十四条第三項の大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許又は普通自動車免許を有する者</p> <p>ロ 道路交通法第八十四条第四項の大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許を有する者</p>	
<p>四 車両系建設機械（整地・運搬・積み込み用及び掘削用）運転技能講習又は車両系建設機械（解体用）運転技能講習を修了した者</p>	
<p>令第二十条第十二号若しくは安衛則第三十六条第九号の業務のうち令別表第七第一号、第二号若しくは第六号に掲げる建設機械の運転の業務又は令第二十条第十四号若しくは安衛則第三十六条第五号の三の業務に、六月以上従事した経験を有する者</p>	<p>走行の操作</p>
<p>車両系建設機械（基礎工事用）運転技能講習を修了した者</p>	<p>走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識</p>

（修了試験）

第四条 技能講習においては、修了試験を行うものとする。

2 修了試験は、学科試験及び実技試験とする。

3 学科試験は、技能講習のうち学科講習の科目について、筆記試験又は口述試験によって行う。

4 実技試験は、技能講習のうち実技講習の科目について行う。

5 前三項に定めるもののほか、修了試験の実施について必要な事項は、厚生労働省労働基準局長の定めるところによる。

(2) 高所作業車について

【労働安全衛生法（昭和47年6月8日法律第57号）（抄）】

（譲渡等の制限等）

第四十二条 特定機械等以外の機械等で、別表第二に掲げるものその他危険若しくは有害な作業を必要とするもの、危険な場所において使用するもの又は危険若しくは健康障害を防止するため使用するものうち、政令で定めるものは、厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備しなければ、譲渡し、貸与し、又は設置してはならない。

【労働安全衛生法施行令（昭和47年8月19日政令第318号）（抄）】

（厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備すべき機械等）

第十三条 （略）

3 法第四十二条の政令で定める機械等は、次に掲げる機械等（本邦の地域内で使用されないことが明らかな場合を除く。）とする。

（略）

三十四 作業床の高さが二メートル以上の高所作業車

【労働安全衛生規則（昭和47年9月30日労働省令第32号）（抄）】

（前照灯及び尾灯）

第九十四条の八 事業者は、高所作業車（運行の用に供するものを除く。以下この条において同じ。）については、前照灯及び尾灯を備えなければならない。ただし、走行の作業を安全に行うため必要な照度が保持されている場所において使用する高所作業車については、この限りでない。

（作業計画）

第九十四条の九 事業者は、高所作業車を用いて作業（道路上の走行の作業を除く。以下第九十四条の十一までにおいて同じ。）を行うときは、あらかじめ、当該作業に係る場所の状況、当該高所作業車の種類及び能力等に適応する作業計画を定め、かつ、当該作業計画により作業を行わなければならない。

2 前項の作業計画は、当該高所作業車による作業の方法が示されているものでなければならない。

3 事業者は、第一項の作業計画を定めたときは、前項の規定により示される事項について関係労働者に周知させなければならない。

（作業指揮者）

第九十四条の十 事業者は、高所作業車を用いて作業を行うときは、当該作業の指揮者を定め、その者に前条第一項の作業計画に基づき作業の指揮を行わせなければならない。

(転落等の防止)

第百九十四条の十一 事業者は、高所作業車を用いて作業を行うときは、高所作業車の転倒又は転落による労働者の危険を防止するため、アウトリガーを張り出すこと、地盤の不同沈下を防止すること、路肩の崩壊を防止すること等必要な措置を講じなければならない。

(合図)

第百九十四条の十二 事業者は、高所作業車を用いて作業を行う場合で、作業床以外の箇所で作業床を操作するときは、作業床上の労働者と作業床以外の箇所で作業床を操作する者との間の連絡を確実にするため、一定の合図を定め、当該合図を行う者を指名してその者に行わせる等必要な措置を講じなければならない。

(運転位置から離れる場合の措置)

第百九十四条の十三 事業者は、高所作業車の運転者が走行のための運転位置から離れるとき（作業床に労働者が乗つて作業を行い、又は作業を行おうとしている場合を除く。）は、当該運転者に次の措置を講じさせなければならない。

- 一 作業床を最低降下位置に置くこと。
- 二 原動機を止め、かつ、停止の状態を保持するためのブレーキを確実にかける等の高所作業車の逸走を防止する措置を講ずること。
- 2 前項の運転者は、高所作業車の走行のための運転位置から離れるときは、同項各号に掲げる措置を講じなければならない。
- 3 事業者は、高所作業車の作業床に労働者が乗つて作業を行い、又は行おうとしている場合であつて、運転者が走行のための運転位置から離れるときは、当該高所作業車の停止の状態を保持するためのブレーキを確実にかける等の措置を講じさせなければならない。
- 4 前項の運転者は、高所作業車の走行のための運転位置から離れるときは、同項の措置を講じなければならない。

(高所作業車の移送)

第百九十四条の十四 事業者は、高所作業車を移送するため自走又はけん引により貨物自動車に積卸しを行う場合において、道板、盛土等を使用するときは、当該高所作業車の転倒、転落等による危険を防止するため、次に定めるところによらなければならない。

- 一 積卸しは、平坦で堅固な場所において行うこと。
- 二 道板を使用するときは、十分な長さ、幅及び強度を有する道板を用い、適当なこう配で確実に取り付けること。
- 三 盛土、仮設台等を使用するときは、十分な幅及び強度並びに適当なこう配を確保すること。

(搭乗の制限)

第九十四条の十五 事業者は、高所作業車を用いて作業を行うときは、乗車席及び作業床以外の箇所に労働者を乗せてはならない。

(使用の制限)

第九十四条の十六 事業者は、高所作業車については、積載荷重（高所作業車の構造及び材料に応じて、作業床に人又は荷を乗せて上昇させることができる最大の荷重をいう。）その他の能力を超えて使用してはならない。

(主たる用途以外の使用の制限)

第九十四条の十七 事業者は、高所作業車を荷のつり上げ等当該高所作業車の主たる用途以外の用途に使用してはならない。ただし、労働者に危険を及ぼすおそれのないときは、この限りでない。

(修理等)

第九十四条の十八 事業者は、高所作業車の修理又は作業床の装着若しくは取り外しの作業を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、その者に次の事項を行わせなければならない。

- 一 作業手順を決定し、作業を直接指揮すること。
- 二 次条第一項に規定する安全支柱、安全ブロック等の使用状況を監視すること。

(ブーム等の降下による危険の防止)

第九十四条の十九 事業者は、高所作業車のブーム等を上げ、その下で修理、点検等の作業を行うときは、ブーム等が不意に降下することによる労働者の危険を防止するため、当該作業に従事する労働者に安全支柱、安全ブロック等を使用させなければならない。

- 2 前項の作業に従事する労働者は、同項の安全支柱、安全ブロック等を使用しなければならない。

(作業床への搭乗制限等)

第九十四条の二十 事業者は、高所作業車（作業床において走行の操作をする構造のものを除く。以下この条において同じ。）を走行させるときは、当該高所作業車の作業床に労働者を乗せてはならない。ただし、平坦で堅固な場所において高所作業車を走行させる場合で、次の措置を講じたときは、この限りでない。

- 一 誘導者を配置し、その者に高所作業車を誘導させること。
- 二 一定の合図を定め、前号の誘導者に当該合図を行わせること。
- 三 あらかじめ、作業時における当該高所作業車の作業床の高さ及びブームの長さ等に応じた高所作業車の適正な制限速度を定め、それにより運転者に運転させること。

- 2 労働者は、前項ただし書の場合を除き、走行中の高所作業車の作業床に乗ってはならない。
- 3 第一項ただし書の高所作業車の運転者は、同項第一号の誘導者が行う誘導及び同項第二号の合図に従わなければならない。かつ、同項第三号の制限速度を超えて高所作業車を運転してはならない。

第百九十四条の二十一 事業者は、作業床において走行の操作をする構造の高所作業車を平坦で堅固な場所以外の場所で走行させるときは、次の措置を講じなければならない。

- 一 前条第一項第一号及び第二号に掲げる措置を講ずること。
- 二 あらかじめ、作業時における当該高所作業車の作業床の高さ及びブームの長さ、作業に係る場所の地形及び地盤の状態等に応じた高所作業車の適正な制限速度を定め、それにより運転者に運転させること。
- 2 前条第三項の規定は、前項の高所作業車の運転者について準用する。この場合において、同条第三項中「同項第三号」とあるのは、「次条第一項第二号」と読み替えるものとする。

(要求性能墜落制止用器具等の使用)

第百九十四条の二十二 事業者は、高所作業車（作業床が接地面に対し垂直にのみ上昇し、又は下降する構造のものを除く。）を用いて作業を行うときは、当該高所作業車の作業床上の労働者に要求性能墜落制止用器具等を使用させなければならない。

- 2 前項の労働者は、要求性能墜落制止用器具等を使用しなければならない。

(定期自主検査)

第百九十四条の二十三 事業者は、高所作業車については、一年以内ごとに一回、定期的に、次の事項について自主検査を行わなければならない。ただし、一年を超える期間使用しない高所作業車の当該使用しない期間においては、この限りでない。

- 一 圧縮圧力、弁すき間その他原動機の異常の有無
- 二 クラッチ、トランスミッション、プロペラシャフト、デファレンシャルその他動力伝達装置の異常の有無
- 三 起動輪、遊動輪、上下転輪、履帯、タイヤ、ホイールベアリングその他走行装置の異常の有無
- 四 かじ取り車輪の左右の回転角度、ナックル、ロッド、アームその他操縦装置の異常の有無
- 五 制動能力、ブレーキドラム、ブレーキシューその他制動装置の異常の有無
- 六 ブーム、昇降装置、屈折装置、平衡装置、作業床その他作業装置の異常の有無

七 油圧ポンプ、油圧モーター、シリンダー、安全弁その他油圧装置の異常の有無

八 電圧、電流その他電気系統の異常の有無

九 車体、操作装置、安全装置、ロック装置、警報装置、方向指示器、灯火装置及び計器の異常の有無

2 事業者は、前項ただし書の高所作業車については、その使用を再び開始する際に、同項各号に掲げる事項について自主検査を行わなければならない。

第九十四条の二十四 事業者は、高所作業車については、一月以内ごとに一回、定期的に、次の事項について自主検査を行わなければならない。ただし、一月を超える期間使用しない高所作業車の当該使用しない期間においては、この限りでない。

一 制動装置、クラッチ及び操作装置の異常の有無

二 作業装置及び油圧装置の異常の有無

三 安全装置の異常の有無

2 事業者は、前項ただし書の高所作業車については、その使用を再び開始する際に、同項各号に掲げる事項について自主検査を行わなければならない。

(定期自主検査の記録)

第九十四条の二十五 事業者は、前二条の自主検査を行つたときは、次の事項を記録し、これを三年間保存しなければならない。

一 検査年月日

二 検査方法

三 検査箇所

四 検査の結果

五 検査を実施した者の氏名

六 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

(特定自主検査)

第九十四条の二十六 高所作業車に係る特定自主検査は、第九十四条の二十三に規定する自主検査とする。

2 第五十一条の二十四第二項の規定は、高所作業車に係る法第四十五条第二項の厚生労働省令で定める資格を有する労働者について準用する。この場合において、第五十一条の二十四第二項第一号中「フォークリフト」とあるのは、「高所作業車」と読み替えるものとする。

3 事業者は、運行の用に供する高所作業車（道路運送車両法第四十八条第一項の適用を受けるものに限る。）について、同項の規定に基づいて点検を行つた場合には、当該点検を行つた部分については第九十四条の二十三の自主検査を行うことを要しない。

4 高所作業車に係る特定自主検査を検査業者に実施させた場合における前条の規定の適用については、同条第五号中「検査を実施した者の氏名」とあるのは、「検査業者の名称」とする。

5 事業者は、高所作業車に係る自主検査を行つたときは、当該高所作業車の見やすい箇所に、特定自主検査を行つた年月を明らかにすることができる検査標章をはり付けなければならない。

(作業開始前点検)

第九十四条の二十七 事業者は、高所作業車を用いて作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、制動装置、操作装置及び作業装置の機能について点検を行わなければならない。

(補修等)

第九十四条の二十八 事業者は、第九十四条の二十三若しくは第九十四条の二十四の自主検査又は前条の点検を行つた場合において、異常を認めるときは、直ちに補修その他必要な措置を講じなければならない。

【安全衛生特別教育規程（昭和47年9月30日労働省告示第92号）（抄）】

(高所作業車の運転の業務に係る特別教育)

第十三条 安衛則第三十六条第十号の五に掲げる業務に係る特別教育は、学科教育及び実技教育により行うものとする。

2 前項の学科教育は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行うものとする。

科目	範囲	時間
高所作業車の作業に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	高所作業車(安衛則第三十六条第十号の五の機械をいう。以下同じ。)の種類及び用途 作業装置及び作業に関する附属装置の構造及び取扱いの方法	3時間
原動機に関する知識	内燃機関の構造及び取扱いの方法 動力伝達装置及び走行装置の種類	1時間
高所作業車の運転に必要な一般的事項に関する知識	高所作業車の運転に必要な力学 感電による危険性	1時間
関係法令	法、令及び安衛則中の関係条項	1時間

3 第一項の実技教育は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行うものとする。

科目	範囲	時間
高所作業車の作業のための装置の操作	基本操作 定められた方法による作業床の昇降等	3時間

**【高所作業車運転技能講習規程
(平成2年9月26日労働省告示第67号)】**

(講師)

第一条 高所作業車運転技能講習(以下「技能講習」という。)の講師は、労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)別表第二十第二十一号の表の講習科目の欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ同表の条件の欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者とする。

(講習科目の範囲及び時間)

第二条 技能講習のうち学科講習は、次の表の上欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる講習時間により、教本等必要な教材を用いて行うものとする。

科目	範囲	時間
作業に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	高所作業車(労働安全衛生法施行令(昭和四十七年政令第三百十八号)第二十条第十五号の高所作業車をいう。以下同じ。)の種類及び用途 作業装置及び作業に関する附属装置の構造及び取扱いの方法	5時間
原動機に関する知識	内燃機関の構造及び取扱いの方法 動力伝達装置及び走行装置の種類	3時間
運転に必要な一般的事項に関する知識	高所作業車の運転に必要な力学 感電による危険性	2時間
関係法令	労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生規則中の関係条項	1時間

2 技能講習のうち実技講習は、次の表の上欄に掲げる講習科目に応じ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる講習時間により行うものとする。

科目	範囲	時間
作業のための装置の操作	基本操作 定められた方法による作業床の昇降等	6時間

- 3 第一項の学科講習は、おおむね百人以内の受講者を、前項の実技講習は、十人以内の受講者を、それぞれ一単位として行うものとする。

(講習科目の受講の一部免除)

第三条 次の表の上欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる講習科目について当該科目の受講の免除を受けることができる。

受講の免除を受けることができる者	講習科目
移動式クレーン運転士免許を受けた者又は小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者	原動機に関する知識 運転に必要な一般的事項に関する知識
一 建設業法施行令(昭和三十一年政令第二百七十三号)第三十四条に規定する建設機械施工管理技術検定に合格した者 二 道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第八十四条第三項の大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許、普通自動車免許若しくは大型特殊自動車免許又は同条第四項の大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許、普通自動車第二種免許若しくは大型特殊自動車第二種免許を有する者 三 フォークリフト運転技能講習、ショベルローダー等運転技能講習、車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習、車両系建設機械(基礎工事用)運転技能講習、車両系建設機械(解体用)運転技能講習又は不整地運搬車運転技能講習を修了した者	原動機に関する知識

(修了試験)

第四条 技能講習においては、修了試験を行うものとする。

2 修了試験は、学科試験及び実技試験とする。

3 学科試験は、技能講習のうち学科講習の科目について、筆記試験又は口述試験によって行う。

4 実技試験は、技能講習のうち実技講習の科目について行う。

5 前三項に定めるもののほか、修了試験の実施について必要な事項は、厚生労働省労働基準局長の定めるところによる。